

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) イオンタウン羽村建設事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舩添 要一

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：イオンタウン株式会社
代表者：代表取締役 大門 淳
所在地：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) イオンタウン羽村建設事業
種 類：自動車駐車場の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都羽村市神明台二丁目 1 番 1、二丁目 6 番 13

第 2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

来店車両等の走行に伴う大気質の予測について、市道第 3022 号線及び市道第 1002 号線など、将来交通量が大幅に増加するにもかかわらず予測地点として設定していない地点がある。また、沿道には幼稚園などの環境に特に配慮すべき施設も存在することから、予測地点としての追加を検討すること。

【騒音・振動】

工事用車両及び来店車両等の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【景観】

道路の上空に通路を設置するに当たり、建物の壁面を可能な限りセットバックするなどして眺望の変化を軽減するとしているが、景観への影響についての懸念が地域住民からも示されていることから、その効果を分かりやすく説明すること。